

特集
解説

インクルーシブ教育と
特別支援教育

我が国におけるインクルーシブ教育に向けての動向の整理



千葉大学准教授 真城 知己

いまや日本の特別支援教育に携わっている自覚のある教師の中で、「インクルーシブ教育」という言葉を聞いたことがない人はいないはずである。

それほどこの言葉は卑近なものとなった。しかし、その概念の理解はどうかといえ、実に心許ない。

ある教師からは、「障害のある子どもとない子どもを一緒にすること」との答えが返ってきた。また、別の教師は、「分け隔てのない当たり前の教育のこと」という。

インクルーシブ教育概念の限定的なとらえ方や、別概念としての理解、恣意的な解釈に基づいた用語の使われ方が先行している状況は、(多様な考え方の存在自体は否定されるものではないが)今後の日本におけるインクルーシブ教育の展開に誤解と混乱を拡大させる要因となり

うるので注意が必要である。

もつとも、こうした状況は日本だけに限ったものではない。「インクルーシブ」の価値は総じてコンセンサスが得られているものの、教育の文脈における具体的な手段についてはほとんど意見が一致していない(Terzi, 2010)との指摘が、まさに現在のインクルーシブ教育のとらえ方を巡る状況を端的に表現している。本稿では、インクルーシブ教育の動向に関わるキーワードを織り交ぜつつ、理解しておくべき点を述べておきたい。

一 インクルーシブ教育とは

インクルージョンという言葉には、日本の公定訳案では「包容」との語があらわれている。つまり、包含すると言うことである。そして、包含する対象は、「多様性 (diversity)」である。たとえ

ば、社会全体でのインクルーシブ社会について論じられる際には、文化的多様性や、宗教的多様性などの包含と排除の問題が取り上げられる。

そして、教育の文脈でこの言葉が示す包含対象は、「教育的ニーズの多様性」である。そこには、「障害」に起因する教育的ニーズはもちろん、いじめや不登校、家庭の経済的問題、母国語が外国語である家庭、虐待、非行、薬物問題など、教育の機会に参加する上で妨げになっている様々な要因による教育的ニーズが関わってくる。

こうした「個々の教育的ニーズの多様性を包含する範囲を拡大していくプロセス」を、インクルーシブ教育と呼ぶ。

これは、インクルーシブ教育の考え方が、学校種や学級種という枠組みを超えたものであることを意味している。イン

クルーシブ教育の制度が論じられる際に、狭義に小学校や中学校といった通常学校だけに関わる事柄として取り扱われることがあるが、通常学校の責任の範囲を拡大する必要性は明確であるものの、インクルーシブ教育は通常学校に限らずあらゆる教育の機会に関わる概念であることを忘れてはならない。

二 「合理的配慮」について

それでは、「教育の機会に参加する上で妨げになる」事柄とそれへの対応はいったいどのような範囲に定めることができるのであろうか。

インクルーシブの概念そのものからすれば、包含する範囲にゴールはなく、あくまでも包含できる範囲を拡大していくプロセスであるのだから、範囲を定めるといふ発想自体が概念の本質とそぐわないように感じるかも知れない。しかしながら、実際に制度として展開するためには、すべての学校があらゆる教育的ニーズを「完全に」包含することは、際限なく費用を準備できるのでなければ、きわめて特殊な条件整備が必要であることから、何らかの暫定的な基準を定めざるを得ない。

障害者権利条約の第二条で「合理的配慮」という言葉が用いられているが、各国ごとにその具体的内容を定めざるを得

ない理由もここにある。たとえば、視覚や聴覚に障害のある子どもが学習活動に参加する上での情報保障などは、あらゆる学習機会で用意すべき合理的配慮であると思なされるが多くなるが、生命維持に必要な最新の環境をすべての学校が備えることや、建物を全面的に建て替えないければならないような規模の対応が必要な事柄は、即時に用意されなくても合理的配慮がなされなかったとは見えない、という具合である。

日本の学校教育における合理的配慮の範囲の基準は、今後、何度も見直しが必要ながら示されていくことになるであろうが、それは障害者権利条約の第二十条でいう「発達を最大にする環境」についての議論とともに進められていくはずである。そして、合理的配慮の具体的な水準が、日本のインクルーシブ教育制度そのものの性格を決定づける要素の一つとなることを覚えておきたい。

なお、通常学校において「いっさい他の子どもと異なる支援は必要ない」として、発達を最大にするために必要な（と考えられる）支援を拒否することは、「合理的配慮の否定」に該当することもある。支援を拒否している理由に丁寧に向き合いながら、強制ではなく、また自己責任だけに委ねるでもないという視点を持ったインクルーシブ教育における

就修学が大切である。

三 「見せかけの包含」にしないために

インクルーシブ教育の視点を柱に据えた教育の展開で特に重要なのは、目先のニーズや課題への対応ばかりに意識を奪われないようにすることである。たとえば、通常学級において著しい離席行動のある子どもへの支援に際して、離席頻度の抑制ばかりを考えてしまうようではない。仮に離席の頻度が減少し、着席していたとしても、実際に学習活動に参加して自らの力を引き出す時間になっていないければ、その子どもの教育的ニーズが包含されたとはいえないからである。これでは「見せかけの包含」である。

また、ある子どもの教育的ニーズを包含するための対応が、同じ学習機会に参加している別の子どもの教育的ニーズを排除してしまうこともある。たとえば、学習進度が大きく異なる子どもで構成される学習集団では、状況に応じて学習進度の相違をふまえた対応が欠かせないが、授業進行を学習速度のもっともゆっくりした子どもに「合わせる」だけでは、学習進度の速い子どもも教育的ニーズが包含できないことがある。この場合、特定の子どものみが支援を得られる一方で、別の子どもの教育的ニーズが排

除されてしまっているのである。もちろん、速度の速い子どもだけに合わせただけの場合も同じである。

「学習に遅れのある子ども」への支援が具体的方法においても不十分な現状では、こうした子どもの教育的ニーズを包含することこそがインクルーシブ教育であると理解されても無理もない面もある。しかし、包含することが求められる教育的ニーズの多様性というのは、もっと広く、一見包含されているようで、実は様々な理由で十分に参加できない子どもたちの存在を考えなければならぬ。

「どの子にも分かりやすい授業」や「授業のユニバーサル・デザイン」という言葉が、いま通常学校を中心に特別支援の分野から強調されるようになってきた。

これらの考え方の本質は、インクルーシブ教育の具体的方向性に有益な示唆を与えてくれるものであることは間違いないが、ここでも上述したような日本の公立義務教育学校からの学習進度の非常に速い子どもの排除問題について直視することなくインクルーシブ教育の制度設計を進めてしまうと、後に大きな矛盾となつて返ってくることになるだろう。

インクルーシブ教育の展開のために、特定の子どものだけでなく、様々な子どもの教育的ニーズを「包含」と「排

除」の視点とともに意識することが欠かせないのである。

四 まとめにかえて

広汎性発達障害のある小学生で、すでに後期中等教育段階を超えるような水準の学習進度の子どもが日本の公立小学校にもいるが、年限主義をとる日本の教育制度下においては、このような子どもの教育的ニーズは、義務教育段階ではまったく包含されていない状況である。

様々な教育的ニーズのある子どもを位置的に統合しても、そこで実質的に教育機会から排除されてしまう構造（これを「統合の中の分離」という）が存在していれば、それはエクスクルージョン（排除）に他ならないし、現在の通常学校及び特別支援学校の両者を包含しながら考えなければ、多様な教育的ニーズを包含するシステムにはつながらないことを念頭におけば、固定的な場の問題に論点を矮小化してはならないことが腑に落ちるはずである。「通常学校以外の教育の場はすべてエクスクルージョンである」との主張もインクルーシブの概念からは、実は少しずれているのである。そして、「分け隔てのない当たり前の教育」という言葉も、響きは美しいし、言葉の背景にある強い願いには共感もできるが、それが示すのは現状の問題点への批

判の強さであつて、インクルーシブ教育における具体的方法が意識されないままに述べられていることも少なくない。

今後のインクルーシブ教育への方向性を築くためには、特別支援教育だけでなく学校教育制度全体の改革を伴いながら進めることが不可欠である点は、ほぼ一致した見解となっている。

それ故に、過去への批判だけにとどまらず、具体的方法論も添えて我が国におけるインクルーシブ教育を構築していくことへの自覚と取り組みが強く求められるのである。実は、その具体的な方法を示す教育の考え方としてユネスコが挙げているのが、特別ニーズ教育である。

それは、特別な教育的ニーズ論において、「特別」な対応を「通常」の対応と呼べる状態に変化させていくプロセスが、まさにインクルーシブ教育において多様性を包含するプロセスと概念的に符合するからでもある（真城、二〇一一）。

インクルーシブ教育のパラダイムについていえば、ダイソン（Dyson, A.）らによる数多くの著作があるし、日本でも荒川智や渡部昭男らが積極的に論点の整理や提案を行っている。これらに学びながら、日本におけるインクルーシブ教育が理論・制度・実践のいずれにおいても世界に発信できる実態を備えられるように意識したい。